

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武 井 政 一

市町村名 (市町村コード)	飯塚市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	舍利蔵 (舍利蔵、本谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月29日 (第4回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(本谷) 中山間地域のため、外部からの耕作者確保が難しい。特に山間部での耕作が困難なため、耕放棄地となっている圃場が多い。また、地域に認定農業者等の主要な認定農業者が少なく、主に70歳前後の農業者が地域農業を支えているのが現状であり、規模縮小や離農を考えている農地もあるため、新たな農地の受け手の確保が必要。

(舍利蔵) 令和7年度内の農業法人設立を目指しているが、個人経営の比率が大きいため参画に対するコンセンサスが重要である。高齢化が著しいため、労働力の減少、生産意欲の後退が懸念され、後継者や地域外からの期待も乏しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(本谷) 水稻を主要作物とし、地元・近隣農家が中心となって農地の維持、保全をできる限り行っていく。

(舍利蔵) 用水は溜池に依存しているため、供給可能な面積や水系において水稻の作付を行い、原則として麦・大豆を主体とした団地計画を農業法人が策定し推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	1.34 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としている。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>(本谷) 今後は農地中間管理機構を活用して、基盤整備済みの農地を中心に、担い手への農地の集積や集約を進めることも検討する。</p> <p>(舎利蔵) 現状として個人事業者が多いため、将来に向けた離農者の受け皿として農業法人の経営安定を図る。耕作者(所有者)の死亡または転出による耕作委託が現在4ha(令和6年度9月時点)となっており、また地域の高齢化や健康上の理由により、委託の増加が予想されるが、5~10年を目標に地域全体の集約化を当面の目標とする。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>縮小(離農)意向の農業者について、中間管理機構を通じて担い手への農地の集積、集約を行う。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>主要な農地については基盤整備済みだが、隣地と集約が有効である場合に関係機関と協議の上整備するよう取り組む。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>(本谷) 市や農業委員会、JAと連携しながら、隣接する地域の農業法人や若年層の担い手を含め、担い手の集積、集約を行う。</p> <p>(舎利蔵) 集落内の人員確保が見通せないことから、農業法人の経営安定が図られることを前提として、他地域への規模拡大(人員、施設等)することで、双方の農地維持や人員確保が図られるよう取り組んでいく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>(本谷) 農業者のニーズに応じたサービス活用を検討する必要がある。</p> <p>(舎利蔵) 主たる防除作業の委託は継続して委託する。</p>

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>(本谷)</p> <p>①鳥獣害対策の防護柵等の設置は済んでいるが、イノシシ等が破損させるため強化が必要。多面的機能支払交付金等の補助を受けつつ取り組んでいく。</p> <p>⑤圃場の整備等ができれば、担い手が来やすいと考える。</p> <p>⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は生産組合長に相談の上、協議の場の参集範囲を決定する。</p> <p>(舎利蔵)</p> <p>①獣害が地域の重要事項となっているため、フェンス、電気柵の設置及び駆除委託を継続して推進する。</p> <p>⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は生産組合長に相談の上、協議の場の参集範囲を決定する。</p>				